平成２８年（フ）第１７号
福井市舞屋町第１号３番地11
債務者　河野ロー付こと　河野　眞樹
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３０号
福井市文京５丁目17番12号　ロイヤルコンフォート102
債務者　小林千枝子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３２号
福井市松本２丁目28番10号　ベルベール松本305
債務者　竹田　敏昭（旧姓寺本）
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３７号
福井市宝永４丁目５番21号　シティコア宝永
債務者　松山　勝成
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３９号
福井県坂井市丸岡町小黒第74号10番地　ハーツ丸岡ハイム
債務者　渡辺　雅彦
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４３号
福井市文京５丁目17番12号　ロイヤルコンフォート102
債務者　小林　幸造
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５号
山梨県南都留郡西桂町下暮地2006番地２
債務者　荒井　卓馬
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
山梨県南都留郡西桂町下暮地2006番地２
債務者　荒井　典江
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
山梨県南都留郡西桂町下暮地2006番地２
債務者　荒井　安子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第５１９７号
大阪市大正区北恩加島１丁目３番１－1004号、前住所大阪市大正区千島２丁目４番４－828号
債務者　竹腰　千晶（旧姓古田）
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２０７号
大阪府枚方市高田２丁目22番２－201号
債務者　細川　裕嗣
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２５７号
大阪府守口市高瀬町２丁目12番12号
債務者　古田　　誠
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３９７号
大阪府吹田市南正雀４丁目７番５－801号
債務者　荒垣　義幸
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５４０８号
大阪市西区本田１丁目11番20号
債務者　小関　　了
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８号
大阪府豊中市岡町２番19―301号
債務者　大阪佳代子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６７号
大阪市城東区関目５丁目14番22号クレイン関目404号室
債務者　石崎　俊男
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７０号
大阪市住吉区山之内１丁目22番８号　ハイエスト住吉301号
債務者　嶋田　　愛
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９４号
大阪市住之江区南港東１丁目６番４－624号
債務者　今村　匡孝
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部